

生かそう憲法
くらしと政治に

あおぞら

2022年 8月1日 Vol.55

発行
あおぞら法律事務所
〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目7番11号
TEL 092-721-1425 FAX 092-721-1498



「志賀島から
能古島、博多湾、博多、太宰府をのぞむ」 photo 前田 豊

この景色は、大陸と交易があった古代から、人々の心をつかんで離さなかったものです。倭国の王が中国・漢の皇帝から授かった「漢委奴國王」の金印がここ志賀島から発見されたということは、2000年の悠久の歴史を感じさせるものです。福岡市東区志賀島・潮見公園にて。

あおぞら法律事務所

弁護士	前田	豊
弁護士	小宮	和彦
弁護士	中村	伸子
弁護士	井上	敦史
弁護士	武	寛兼

平和主義の重要性

弁護士 井上 敦史

はじめに

ついにメインの原稿を担当すること。テーマは自由で大丈夫と言われたものの、これまで先輩方が書かれてきた原稿に恥じないものにしな

日本国憲法が平和憲法と言われる所以

日本国憲法が平和憲法と言われているのは、左に紹介する前文と第9条の定めにあります。

日本国憲法では、平和主義の重要性が繰り返し強調されており、前文で示された平和主義の原理が、第9条において、具体的な法規定として、戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認等が定めら

れているのです。

軍事力強化「核共有」の議論が出てきたこと

本年2月24日（木）、突然ロシア連邦がウクライナに軍事侵攻を始めました。

世界的に批判や制裁がなされているものの、いまだ軍事侵攻は続いており、多数の死者や避難者が出ています。このようなロシア連邦の行動は決して許されるものではありません。

日本政府もロシア連邦の行動を非難する決議を採択したり、経済制裁を加えたりする等の対応をしていますが、平和主義の重要性が繰り返し強調されている日本国憲法からは、当然の対応である

関係に立たうとする各国の責務であると思える。

【第9条】

1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

【前文】(抜粋)

政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、…この憲法を確定する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と

思います。

その反面、ロシア連邦のウクライナへの軍事侵攻をきっかけに、軍事力の強化や核共有（アメリカの核兵器を日本に配備して共同運用すること）といった声があがってきています。

先ほど述べたように、日本国憲法第9条では、戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認等が定められていますが、自衛権までもが否定されるものではないと判例等において解されています。

しかし、軍事力を強化するということは、戦力を保持していく方向に進んでいくことにもなりかねず、日本国憲法が謳っている平和主義の原理と相反することになってしまいます。

また、核共有については、

平和憲法の理念と真向に對立したものとわざわざを得ず、

「非核三原則」にも反することになります。「非核三原則」とは、1967（昭和42）年12月に、当時の佐藤栄作首相によつて表明された、核兵器を「持たず、つくらず、持ちこませず」の三原則を指すものです。世界で唯一核攻撃を受けた国として、核兵器もたらず脅威を理解しているからこそ表明されたものであり、平和憲法の理念とも合致しているものです。

このように、平和憲法の理念と真向に對立するような発言が政治家から出てきている現在の状況は、非常に危険であるといわざるを得ません。

日本国憲法第9条を改正する必要性の有無

平和主義の条項を憲法に盛り込んでいる国は他にも多数ありますが、第9条のような定めを盛り込んでいる国は他にはありません。

しかし、安全保障等を理由に、第9条も含めて日本国憲法を改正する必要があるのではないかという議論が続けられています。平和主義の原理を具体的に表している第9条を本当に改正する必要性があるのでしょうか。

今一度、日本国憲法が制定された経緯、そして施行さ

れてから現在までの75年間守られてきた経緯を振り返って

みて、本当に第9条を改正する必要性があるのかどうかを真剣に考えてみなければならぬのではないかと思います。具体的には、現在の憲法の定めでは足りない部分があるのかどうか、あるのかどうか、あるなら何が足りていないのか、改正しなければならぬ程度のものなのか、等々、色々な観点から一人一人が考えてみる必要があると思います。

5月23日朝のNHKBSのワールドニュース内で、英国BBCのニュースにおいて、「日本は静かに平和主義を放棄している」と報じたということが紹介されたようです。

このような報道から、世界からも日本は平和主義の国だと認識されていることが分かる一方、日本自身が平和主義を放棄しているという認識に変わってきているとすれば、極めて大きな問題です。

7月10日には参議院議員選挙も行われました。本当にこのまま平和主義を放棄しているというような評価を受ける方向に進んでいくのか、平和主義の重要性を再認識し、国民一人一人が改めて考えていかなければいけない時期にあると思います。

九条の歌



消費者契約法は

役にたちます

弁護士前田 豊

消費者契約における「消費者」と「事業者」

消費者

・個人

事業として又は事業のために契約の当事者となる場合を除く

消費者契約

事業者

・法人その他の団体

・個人事業者

事業として又は事業のために契約の当事者となる場合

消費者が事業者とした契約(消費者契約)であれば、あらゆる契約が対象です。

「やまぬ生保の「過剰契約」大樹生命では一家族に19年間で46件」。

「こつ」見出しの新聞記事が、昨年令和3年12月28日の朝日新聞に掲載されました。記事の内容は「こつ」です(読みやすいよう、一部ひらがなにしました)。

生命保険会社では顧客の意

問題となっている。日本生命保険の子会社の大樹生命(旧三井生命)では、営業社員が一家族に19年間で累計46件もの契約をしていた。 (中略) 大樹生命の関係者によると、この家族は関東に住む90代夫婦らで、70代後半の営業社員が担当していた。平成12年から19年間にわたり、夫婦や娘を契約者にした

被保険者にしてたりして、計46の契約を結ばせていた。解約後すぐに別の契約をする「乗りかえ」や旧契約をもとに新契約にうつる「転換」をくり返していたという。営業社員は営業成績のトップ数%が獲得する表彰を複数回受けていた。昨年7月に夫婦らから同社に相談があり調べたところ、営業社員に言われるがままに

契約書に署名していたことなどがわかった。大樹生命は、顧客の意向にそわない契約があったとして、今春に謝罪し返金などをしたとこつ。(後略)

こつ)では「過剰契約」と書いていますが、消費者契約法第4条4項には、その契約を取り消すことができるということになっていて、そのような契約を「過剰契約」(かりよけ)やくとよんでいます。消費者契約法第4条4項は、平成28年に新設された規定で、平成29年の契約から適用されています。どうしてこのよう

社会の高齢化に伴い、高齢者の消費者被害が多発しています。

なかには、業者が、認知症の人や高齢者等の十分な判断能力の人につけてこつで、必要のない多量の契約をむすばせる事例も起こつています。

これまで、そのような過剰契約を直接取り消すことができる一般的な消費者保護の法律がありませんでした。民法の規定を使って、個別契約の「詐欺取消(さぎとりけし)」や「錯誤無効(さくごむこつ)」を主張・立証して、個別の契約の無効を訴えるほ

しかし、それでは、消費者は救われませんでした。

なぜなら、業者は用意周到に文書を準備し、消費者が納得して契約したと主張・立証しますから、消費者が個々の契約の無効を立証するのは難しいからです。

そこで、業者が、消費者を勧誘し契約を結ぶとき、「その契約の目的の分量・回数・期間が当該消費者にとっての通常の分量等を著しく超えることを知っていた場合には、消費者は結んだ契約を取り消すことができる」ということになれば、消費者は保護されま

こつして、平成28年に消費者契約法が改正され、第4条4項が新設されて、そのような場合は取り消すことができるようになったのです。

過剰契約の取消しの要件は、次の3つです。

- 1 企業(事業者)が勧誘の際に過剰契約であることを知こつたこと
- 2 通常の分量を著しく超えた契約であること
- 3 企業(事業者)の勧誘と消費者の意思表示との間に因果関係があること

新聞記事の大樹生命のケースは氷山の一角で、他の生命保険でも過剰販売がありえ

す。

例えば、夫の死亡後、相続対策と称し、妻、子らの名義で次々と本件契約を結ばせ、保険契約が27件、払込保険料が30年間で6億円(このほつたケースがある)としましゅう。遺産は3億円足らずなのに、保険料が6億円では、すくに行き詰まります。そこで、保険会社の勧誘員は「保険料が払えないから家を売れ」と勧めます。未亡人は、初めて大変なことをしたと気が付き、弁護士に相談して、消費者契約法第4条4項の取消により、既払の保険料を全額返還させ、それに加えて、民法の不当利得の規定で年5%の利息(令和2年から3%)をつけて返還させることもできます。

朝日新聞の記事には、消費者契約法第4条4項で取り消すことができることは紹介されておらず、まだまだ世間に知られていません。弁護士でも気が付かない場合があるかもしれません。過剰契約の取消は、保険契約のほか、布団の販売、着物の販売、家電の販売、建物修理など、いろいろな契約で考えられます。消費者契約法はかなり役に立つようになってきているとこつ(こつ)の例です。

(55号にちなんでいます)



GO! GO!
No War!

弁護士 小宮 和彦

“国境も無い/ただ地球があるだけ/みんながそう思えば/簡単なことさ/夢かもしれない/でもその夢を見るのは/きみ一人だけじゃない(イマジン/忌野清志郎訳詞)”
あきらめることなくみんなで進もう!



GO! GO! photo!

弁護士 前田 豊

「あおぞら」55号ということは、私の写真が50回以上表紙をかざったということです。学生時代から写真を始め、特に熱中もしませんが「面白い」と思った景色をカメラに収めてきました。それを30年間皆様に見ていただくことができたのは、幸せなことでした。



GO! GO! 新婚生活!

弁護士 武 寛兼

私事ですが、最近結婚しました。家事はできる人ができることをやろうという感じでやっています(現状、トイレ風呂掃除・洗濯・皿洗い等の水回り系の家事が好きです)が、できることを続けて、増やしていきたいと思っています。



GO! GO! 親バカ!

弁護士 井上 敦史

4月8日に第二子が健康に産まれてきてくれたので、今はGO!GO! 親バカというところでしょうか。仕事もしっかりしていかないと(焦)



GO! GO! ルナちゃん!

弁護士 中村 伸子

セキセイインコを飼い始めました。帰ってくると、ブンブン羽音を立てて私の肩に飛んできてとまります。

GO! GO! 私!

佐藤 亨恵

ここ1年まあまあ本気でダイエットをして、それなりの成果を出していますが、現状「え、痩せてソレ!?!」状態です。「痩せたね!!」を目指して、頑張れ私!(誰も応援してくれないので自分で自分を応援します)

GO! GO! 坂元裕二!

齋藤 優紀香

私の推している物事は坂元裕二さんの作品です。ドラマの脚本家さんで、過去作を見ながらシナリオ本を読みだりますが、ところどころセリフが変更されている部分があっておもしろいです。7月から新しいドラマが放送されているので毎話とても楽しみにしています。



GO! GO! コウイチ!

橋本 絵美

推しは堂本光一くん! 昨年はソロコンサート、博多座と帝劇でのナイトテイル観劇、そして今年は念願の帝劇でEndless SHOCKの舞台を観ることが出来ました。ダンスのキレが半端ない! 間近に観れて夢のようなひと時を過ごせました(^^)

GO! GO! ひかる!

森 礼子

水球教室に通っている息子。自分の身長より深いプールなので、ヌードル浮き輪をお腹に挟み、立ち泳ぎの練習の日々。まるでタツノオトシゴのようです。早く、浮き輪なしで立ち泳ぎが出来るよう、応援しています。